

○水戸市建築審査会条例施行規則

昭和50年 3月29日

水戸市規則第22号

改正 昭和56年 8月28日規則第39号

平成 4年10月 1日規則第156号

平成15年 1月31日規則第 1号

注 平成15年 1月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、水戸市建築審査会条例（昭和50年水戸市条例第14号）第5条の規定に基づき、水戸市建築審査会（以下「審査会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(平15規則 1・一部改正)

(招集の通知)

第2条 会長は、審査会を招集しようとするときは、開会の日3日前までに会議の日時、場所及び議題を委員に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

2 委員の任命後最初に行われる審査会は、市長が招集する。

(平15規則 1・一部改正)

(欠席の届出)

第3条 委員は、前条の通知を受けた場合において、事故のため、審査会に出席できないときは、その理由を付し、あらかじめ、会長に届け出なければならない。

(平15規則 1・全改)

(関係者の出席)

第4条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(平15規則 1・全改)

(議事録)

第5条 審査会の議事については、議事録を作成し、議長の指名した委員2人がこれに署名しなければならない。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席委員、欠席委員その他出席関係者の氏名
- (3) 議題
- (4) 議事の概要
- (5) その他必要な事項

(平15規則 1・一部改正)

(幹事)

第6条 審査会に幹事若干人を置く。

2 幹事には、都市計画部長及び建築指導課長をもって充てる。

3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(平15規則1・一部改正)

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、都市計画部建築指導課において行う。

(会長の職印)

第8条 会長の職印は、次のとおりとする。

職印名	寸法	ひな形	
水戸市建築審査会長之印	21mm平方	<table border="1"><tr><td>水 戸 市 建 築 審 査 会 長 之 印</td></tr></table>	水 戸 市 建 築 審 査 会 長 之 印
水 戸 市 建 築 審 査 会 長 之 印			

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平15規則1・追加)

付 則

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

付 則 (昭和56年8月28日規則第39号) 抄

1 この規則は、昭和56年9月1日から施行する。

付 則 (平成4年10月1日規則第156号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成15年1月31日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。